

## アマチュア無線協議会との協定締結について

### 1 協定名

「大規模災害時等における豊島区と豊島区アマチュア無線協議会との情報収集等の協力に関する協定」

### 2 協定の目的

この協定は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、区が行う情報収集活動等に対するアマチュア無線協議会の協力に関し、必要な事項を定める。

### 3 協定内容

- ① 区が、大規模災害発生時の情報の収集、報告及び伝達に関し、必要に応じて、アマチュア無線協議会に協力を要請する。
- ② アマチュア無線協議会は、区からの要請を受けたときは、区の災害情報通信活動に協力する。

### 4 協定書

別紙（案）のとおり

### 5 締結日

平成 27 年 3 月 16 日（月）

## 大規模災害時等における豊島区と豊島区アマチュア無線協議会との

### 情報収集等の協力に関する協定

豊島区（以下「甲」という。）と豊島区アマチュア無線協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における情報収集等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目 的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害発生時等」という。）に、甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

#### （要 請）

第2条 甲は、大規模災害発生時等の情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報通信活動」という。）に関し、必要に応じて、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の災害情報通信活動に協力する。

3 乙が災害状況により緊急を要すると判断し、前項の要請を待たずに災害情報通信活動を行う場合には、甲に対し、事前に通知をし、甲の承認を得るものとする。ただし、事前に通知をすることができない正当な理由がある場合には、この限りではない。

4 前項ただし書きにより、事前に甲の承認が得られないときには、乙は、事後に報告をし、甲の承認を受けるものとする。

5 甲は、前項の承認をした場合には、乙の災害情報通信活動を遡って承認したものとする。

#### （統 制）

第3条 乙は、この協定に基づき、災害情報通信活動を行う時には、豊島区災害対策本部に設置する基地局の統制に従うものとする。

#### （従事者の損害補償）

第4条 第2条に基づく災害情報通信活動に従事したことにより、乙の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(平常時の訓練)

第5条 甲は、乙が平常時に行う円滑な災害情報通信活動に寄与する通信訓練等に協力するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙双方から意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月16日

甲 豊島区東池袋一丁目18番1号  
豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

乙 豊島区上池袋二丁目35番4号

豊島区アマチュア無線協議会

代表幹事 平 野 幸 男